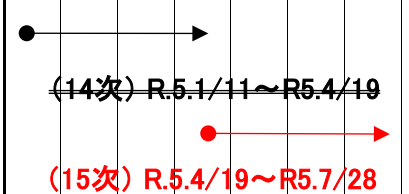
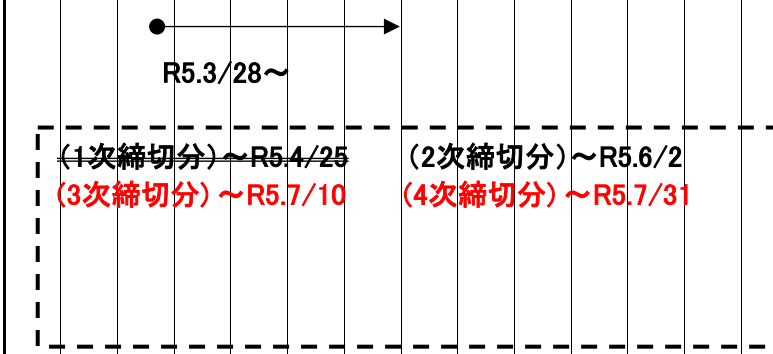
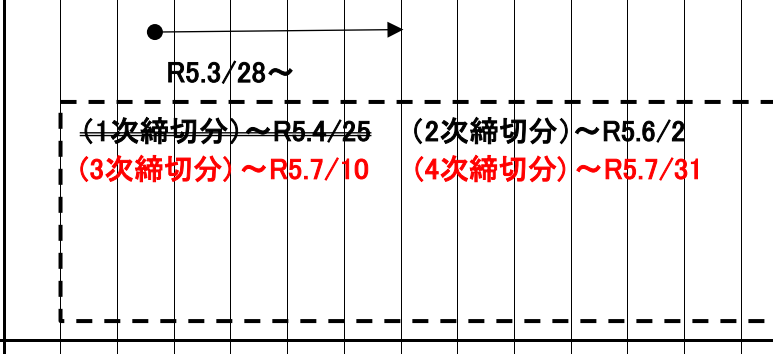
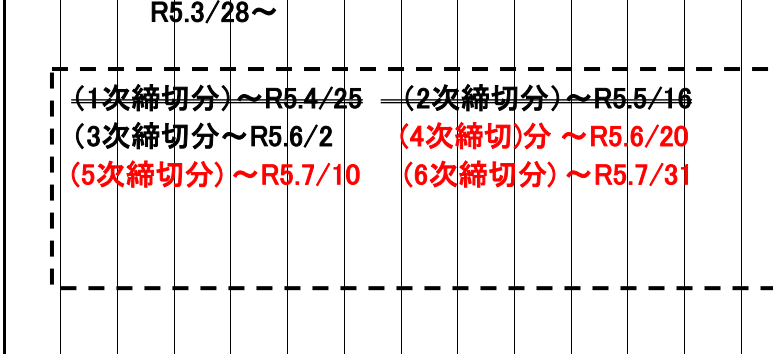
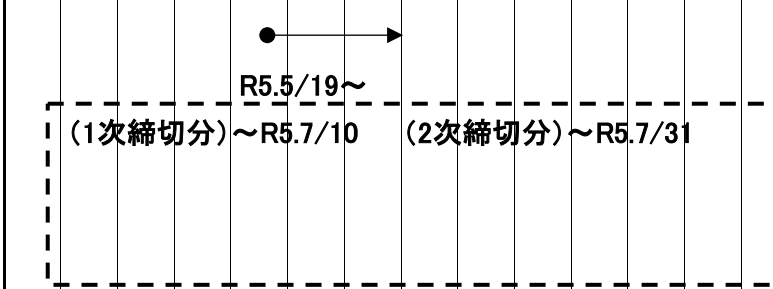
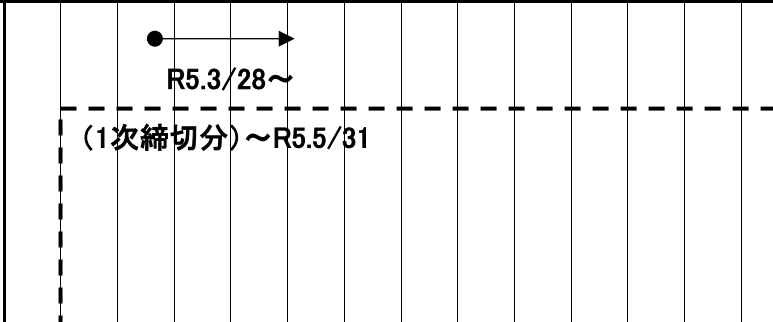


新型コロナウイルスの影響に係る主な支援補助・給付支援金＜国・県 早見表（中小企業等向け）＞

公益財団法人ひろしま産業振興機構調べ

（令和5年6月2日現在）

所掌	事業の名称 補 給 New 補助金・助成 給付金 新着情報	事業の目的	対象者	要件・対象分野	募集期間(→)												給付・補助金額等	問合せ先			
					R5年			R6年													
					1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
経済産業省	生産性革命推進事業	中小企業・小規模事業者は、人手不足等の構造変化に加え、働き方改革や被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイス導入など複数年度にわたり、相次ぐ制度変更に対応することが必要となっています。このため、こうした断続的に行われる大きな制度変更に直面することに柔軟に対応していただくため、中小企業・小規模事業者の制度変更への対応や生産性向上の取組状況に応じて、設備投資、IT導入、販路開拓等の支援を一体的かつ機動的に実施し、複数年にわたって中小企業・小規模事業者の生産性向上を継続的に支援します。																			(独)中小企業基盤整備機構 企画部生産性革命推進事業室 TEL: 03-6459-0866 E-mail: seisanseikakumei@smrj.go.jp
	補 更新 【生産性革命推進事業】 ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金(一般型)、〔グローバル展開型〕	ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金は、中小企業・小規模事業者等が今後複数年にわたり相次いで直面する制度変更(働き方改革や被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイス導入等)等に対応するため、中小企業・小規模事業者等が取り組む革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等を支援するものです。また、業況の厳しい事業者や、デジタル・グリーン分野で生産性向上に取り組む事業者に対して、通常枠とは別に、〔回復型賃上げ・雇用拡大枠〕〔デジタル枠〕〔グリーン枠〕を新たに設け、補助率や補助上限額の優遇により積極的に支援します。	中小企業者等・小規模事業者等	【基本要件】 以下を満たす3～5年の事業計画の策定及び実行 ・付加価値額　＋3%以上／年 ・給与支給総額　＋1.5%以上／年 ・事業場内最低賃金≧地域別最低賃金＋30円 ※ 回復型賃上げ・雇用拡大枠、デジタル枠及びグリーン枠については、基本要件に加えて、別途要件があります。 ※ 新型コロナウイルスの感染拡大の影響が継続している状況に鑑み、補助事業実施年度の付加価値額及び賃金の引上げを求めず、目標値の達成年限の1年猶予を可能とします(回復型賃上げ・雇用拡大枠を除く)。																■補助上限: ・一般型〔通常枠〕750万円～1,250万円(※) 〔回復型賃上げ・雇用拡大枠〕 750万円～1,250万円(※) 〔デジタル枠〕 750万円～1,250万円(※) 〔グリーン枠〕 1,000万円～2,000万円(※) ・グローバル展開型3,000万円 ※従業員規模により補助上限の金額が異なります。 ■補助率: ・一般型〔通常枠〕 1/2、小規模事業者等 2/3 〔回復型賃上げ・雇用拡大枠〕 2/3 〔デジタル枠〕 2/3 〔グリーン枠〕 2/3 ・グローバル展開型 1/2、小規模事業者等2/3	ものづくり補助金事務局 TEL: 050-8880-4053
	補 更新 【生産性革命推進事業】 サービス等生産性向上IT導入支援事業 (IT導入補助金)＜通常枠(A・B類型)＞	中小企業・小規模事業者等のみなさまが自社の課題やニーズに合ったITツールを導入する経費の一部を補助することで、みなさまの業務効率化・売上アップをサポートするものです。 自社の置かれた環境から強み・弱みを認識、分析し、把握した経営課題や需要に合ったITツールを導入することで、業務効率化・売上アップといった経営力の向上・強化を図っていただくことを目的としています。	中小企業・小規模事業者等	＜A類型＞ ・公募要領に定める6つの共通プロセスのうち、“共P-01～各業種P-06”から必ず1つ以上の業務プロセスを担うソフトウェアである必要があります。 ＜B類型＞ ・公募要領に定める“共P-01～汎 P-07”の内、必ず4つ以上を担うソフトウェアである必要があります。															■補助対象経費:ソフトウェア購入費・クラウド利用料(最大2年分)・導入関連費 ■補助率: 1/2以内 ■補助金額: ＜A類型＞5万円～150万円未満 ＜B類型＞150万円～450万円以下	(一社)サービスデザイン推進協議会 ナビダイヤルTEL: 0570-666-424 IP電話TEL: 042-303-9749	
	補 更新 【生産性革命推進事業】 サービス等生産性向上IT導入支援事業 (IT導入補助金)＜セキュリティ対策推進枠＞	生産性向上に取り組む中小企業・小規模事業者等においてサイバーインシデントが原因で事業継続が困難となる事態を回避するとともに、サイバー攻撃被害が供給制約や価格高騰を潜在的に引き起こすリスクや中小企業・小規模事業者等の生産性向上を阻害するリスクを低減するための支援を行います。	中小企業・小規模事業者等	独立行政法人情報処理推進機構が公表する「サイバーセキュリティお助け隊サービスリスト」に掲載されているいずれかのサービス															■補助対象経費: サービス利用料(最大2年分) ■補助率: 1/2以内 ■補助金額: 5万円～100万円	(一社)サービスデザイン推進協議会 ナビダイヤルTEL: 0570-666-424 IP電話TEL: 042-303-9749	
	補 更新 【生産性革命推進事業】 サービス等生産性向上IT導入支援事業 (IT導入補助金)＜デジタル化基盤導入枠(デジタル化基盤導入類型)＞	中小企業・小規模事業者等のみなさまが導入する会計ソフト・受発注ソフト・決済ソフト・ECソフトの経費の一部を補助することで、インボイス対応も見据えた企業間取引のデジタル化を推進することを目的としています。	中小企業・小規模事業者等	①申請者は、IT導入支援事業者により事務局に対して事前に登録されたITツールの中から導入するITツールを選択し交付申請を行う。その際、選択したITツールは上表4つの大分類中の大分類Ⅰ「ソフトウェア」のカテゴリー1に区分されるもので“会計・受発注・決済・EC”の機能を1種類以上含んでいる必要がある。 ②大分類Ⅱ「オプション」、Ⅲ「役務」、Ⅳ「ハードウェア」に係る各経費を申請する場合は、大分類Ⅰ「ソフトウェア」と併せて交付申請する必要がある。 ③大分類Ⅳ「ハードウェア」を補助対象経費として申請する場合は、そのハードウェアが大分類Ⅰ「ソフトウェア」の使用に資するものであること。															■ITツール: 補助率2/3～3/4以内、補助上限額350万円 ■PC・タブレット・プリンター・スキャナー・複合機: 補助率1/2以内、補助上限額10万円 ■レジ・券売機等: 補助率1/2以内、補助上限額20万円	(一社)サービスデザイン推進協議会 ナビダイヤルTEL: 0570-666-424 IP電話TEL: 042-303-9749	
	補 New 【生産性革命推進事業】 サービス等生産性向上IT導入支援事業 (IT導入補助金)＜デジタル化基盤導入枠(商流一括インボイス対応類型)＞	取引関係における発注者が、インボイス制度対応のITツール(受発注ソフト)を導入し、当該取引関係における受注者である中小企業・小規模事業者等に対して当該ITツールを供与する場合に、その導入費用の一部を支援することにより、中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上及びインボイス制度への対応を促進することを目的とする。	中小企業・小規模事業者等	インボイス制度に対応した受発注の機能を有しているものであり、かつ取引関係における発注側の事業者としてITツールを導入する者が、当該取引関係における受注側の事業者に対してアカウントを無償で発行し、利用させることのできる機能を有するもの															■補助率 ・中小企業・小規模事業者等: 2/3以内 ・その他の事業者等: 1/2以内 ■補助金額 ・ITツール: 350万円以下 ■補助対象経費 クラウド利用費(クラウド利用料最大2年分)	(一社)サービスデザイン推進協議会 ナビダイヤルTEL: 0570-666-424 IP電話TEL: 042-303-9749	
	補 【生産性革命推進事業】 サービス等生産性向上IT導入支援事業 (IT導入補助金)＜デジタル化基盤導入枠(複数社連携IT導入類型)＞	複数の中小・小規模事業者が連携してITツール及びハードウェアを導入することにより、地域DXの実現や、生産性の向上を図る取組に対して、複数社へのITツールの導入を支援するとともに、効果的に連携するためのコーディネート費や取組への助言を行う外部専門家に係る謝金等を含めて支援するものです。	・商工団体等 ・当該地域のまちづくり、商業活性化、観光振興等の担い手として事業に取り組むことができる中小企業者又は団体 ・複数の中小企業・小規模事業者により形成されるコンソーシアム	本事業では、サプライチェーン、商業集積地において、補助事業者が参画事業者を取りまとめて、補助事業グループとして実施する下記の事業経費を補助対象とする。また、1申請において、補助上限額内であれば、下記の事業を複数にわたって実施することも可能である。 (1)基盤導入経費 デジタル化基盤導入類型にて、補助対象経費として定義されているITツール (2)消費動向等分析経費 上記(1)基盤導入経費以外で補助事業で用いられるITツール (3)その他経費 ①代表事業者が補助事業グループを取りまとめるために要する経費 ②外部専門家による導入・活用支援にかかる費用															(1)基盤導入経費 ・350万円以下、2/3～3/4以内 (2)消費動向等分析経費 ・50万円×参加事業者数、2/3以内 (3)その他: 代表事業者が参画事業者をとりまとめるために要する事務費、外部専門家謝金・旅費 ・((1)+(2))×10%に補助率2/3を乗じた額もしくは200万円のいずれか低い方、2/3以内	(一社)サービスデザイン推進協議会 ナビダイヤルTEL: 0570-666-424 IP電話TEL: 042-303-9749	

※本早見表は各機関が公表しているホームページから引用しています。各制度をご活用される際は、各機関にお問い合わせください。

新型コロナウイルスの影響に係る主な支援補助・給付支援金＜国・県 早見表（中小企業等向け）＞

公益財団法人ひろしま産業振興機構調べ

(令和5年6月2日現在)

[illegible]

※本早見表は各機関が公表しているホームページから引用しています。各制度をご活用される際は、各機関にお問い合わせください。

新型コロナウイルスの影響に係る主な支援補助・給付支援金＜国・県 早見表(中小企業等向け)＞

公益財団法人ひろしま産業振興機構調べ

(令和5年6月2日現在)

所掌	事業の名称 補給 補助金・助成金 給 給付金 New 新着情報	事業の目的	対象者	要件・対象分野	R5年			募集期間(→)												R6年			給付・補助金額等	問合せ先
					1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月					
厚生労働省	給更新 雇用調整助成金の特例措置	経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当等の一部を助成する。	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主(全事業主) (特例措置) 令和2年4月1日から令和4年3月31日6月30日までの休業等に適用	業種の事業主を対象としています。 1. 新型コロナウイルス感染症の影響により経営環境が悪化し、事業活動が縮小している 2. 最近1か月間の売上高または生産量などが前年同月比5%以上減少している(※) ※比較対象とする月についても、柔軟な取り扱いとする特例措置があります。 3. 労使間の協定に基づき休業などを実施し、休業手当を支払っている																①休業手当に対する助成率を引き上げ(中小企業4/5、大企業2/3) ②解雇等行わない場合、助成率の上乗せ(中小企業9/10、大企業3/4) ※助成額の上限を対象労働者1人1日当たり13,500円(R4.1～2月は11,000円、R4.3～6月は9,000円)	最寄りの都道府県労働局、ハローワーク。またコールセンターでも雇用調整助成金に関するお問い合わせに対応します。 TEL:0120-60-3999			
	給 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金	令和3年8月1日から令和4年3月31日までの間に、小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給(賃金全額支給)の休暇(労働基準法上の年次有給休暇を除く)を取得させた事業主を支援するものになり	以下の子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給(賃金全額支給)の休暇(労働基準法上の年次有給休暇を除く。)を取得させた事業主 ①新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドラインなどに基づき、臨時休業などをした小学校など(保育所等を含みます)に通う子ども ②新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校などを休む必要がある子ども																	休暇中に支払った賃金相当額×10/10 ※支給額は8,355円(R4.1月～2月:11,000円、R4.3月～9月:9,000円)を日額上限とする。 ※申請の対象期間中に緊急事態宣言の対象区域又はまん延防止等重点措置を実施すべき区域であった地域(原則都道府県単位)に事業所のある企業については令和4年7月～9月は15,000円、10月～11月は12,000円15,000円。	学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター TEL:0120-60-3999			
	給 面立支援等助成金(介護離職防止支援コース)に「新型コロナウイルス感染症対応特例」	新型コロナウイルス感染症への対応として、介護のため有給休暇制度を設け、ご家族の介護を行う労働者が休みやすい環境整備した中小企業事業主を支援。	右記要件を満たす中小企業事業主	新型コロナウイルス感染症への対応として、介護のための有給の休暇制度(最低20日間取得可能)を設け、仕事と介護の両立支援制度の内容を含めて社内に周知し、当該休暇を合計5日以上労働者に取得させた中小企業事業主を支援 ※「介護のための有給の休暇」は、労働基準法に基づく年次有給休暇とは別に設けていただく必要があります。 ※法定の介護休業(対象家族1人につき合計93日)、介護休暇(年5日(対象家族2人以上の場合は年10日))は別途保障していただく必要があります。 ※令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に取得した休暇が対象。																	労働者1人当たり 取得した休暇日数が合計5日以上10日未満:20万円 取得した休暇日数が合計10日以上:35万円 ※1企業当たり5人分まで支給	最寄りの都道府県労働局雇用環境・均等部(室)		
	給 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金	新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置の影響により休業させられた中小企業の労働者のうち、休業中に賃金(休業手当)を受けることができなかった方に対して、当該労働者の申請により、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を支給。	令和2年4月1日から9月30日令和3年2月28日令和4年3月31日6月30日9月30日までの間に事業主の指示を受けて休業(休業手当の支払いなし)した中小企業の労働者	左記のとおり																	①1日当たり支給額(8,355円(令和4年7月までは8,265円)が上限)×②休業実績 ※①②の算定方法は以下の通り ①:休業前の1日当たり平均賃金額×80% ②:各月の日数(30日又は31日)―就労した又は労働者の事業で休んだ日数	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター TEL:0120-221-276		
	補 産業雇用安定助成金	新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合、出向元と出向先の双方の事業主に対して、その出向に要した賃金や経費の一部を助成します。	(1)新型コロナ感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされたため、労働者の雇用維持を目的として出向により労働者(雇用保険被保険者)を送り出す事業主(出向元事業主) (2)当該労働者を受け入れる事業主(出向先事業主)	■本助成金の支給対象となる「出向」 ・新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図ることを目的に行う出向であること ・出向期間終了後は元の事業所に戻って働くことを前提としていること ・出向元と出向先が、親会社と子会社の間の出向でないことや代表取締役が同一人物である企業間の出向でないことなど、資本的、経済的・組織的関連性などからみて独立性が認められること ・出向先で別の人を離職させるなど、玉突き出向を行っていないこと ■本助成金の支給対象となる「出向労働者」 ・出向元事業所において雇用される雇用保険の被保険者(ただし、次の(1)から(4)のいずれかに該当する方を除きます。)であって、本助成金の支給対象となる「出向」を行った労働者であること。 (1) 出向開始日の前日まで出向元事業主に引き続き雇用保険被保険者として雇用された期間が6か月未満である方 (2) 解雇を予告されている方、退職願を提出した方または事業主による退職勧奨に応じた方(離職の日の翌日に安定した職業に就くことが明らかな方を除く。) (3) 日雇労働被保険者である方 (4) 併給調整の対象となる他の助成金などの支給対象となっている方	R3.2/5～																【出向運営経費(出向中に要する経費の一部を助成)】 出向元事業主及び出向先事業主が負担する賃金、教育訓練及び労務管理に関する調整経費等 ・助成率 (イ)出向元が労働者の解雇等を行っていない場合 → 9/10(中小企業)、3/4(中小企業以外) (ロ)出向元が労働者の解雇等を行っている場合 → 4/5(中小企業)、2/3(中小企業以外) ・上限額 12,000円/日(出向元、出向先の計) 【出向初期経費(出向の成立に要する措置を行った場合に助成)】 就業規則や出向契約書の整備費用、出向元事業主が出向に際してあらかじめ行う教育訓練、出向先事業主が出向者を受け入れるための機器や備品の整備等 ・助成額 出向元・出向先 各10万円/1人当たり(定額) ・加算額(※) 出向元・出向先 各5万円/1人当たり(定額) (※)出向元事業主が雇用過剰業種の企業や生産性指標要件が一定程度悪化した企業である場合、出向先事業主が労働者を異業種から受け入れる場合について、助成額の加算を行います。	最寄りの都道府県労働局雇用環境・均等部(室)、ハローワーク等		
補 人材確保等支援助成金(テレワークコース)	良質なテレワークの新規導入・実施により、労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をあげた中小企業事業事業者に助成【支給対象となる経費の範囲】 次の取組の実施に要した費用が支給対象となります。 ①就業規則・労働協約・労使協定の作成・変更 ②外部専門家によるコンサルティング ③テレワーク用通信機器の導入・運用 ④労務管理担当者に対する研修 ⑤労働者に対する研修	【機器等導入助成】 ①テレワーク実施計画を作成し、管轄の労働局に提出してその認定を受けること。 ②計画認定日以降、機器等導入助成の支給申請日までに、テレワークに関する制度として、所定の内容を規定した労働協約又は就業規則を整備すること。 ③上記①の認定を受けたテレワーク実施計画に基づき、実際にその取組を実施すること。 ④評価期間(機器等導入助成)におけるテレワーク実施対象労働者のテレワーク実施状況が、以下以下(1)または(2)の基準を満たすこと。 (1)評価期間(機器等導入助成)において、1回以上、テレワーク実施対象労働者全員がテレワークを実施すること。 (2)評価期間(機器等導入助成)にテレワーク実施対象労働者が週平均1回以上テレワークを実施すること。 【目標達成助成】 ①離職率に係る目標の達成 (1)テレワークに関する制度の整備の結果、評価時離職率が、計画時離職率以下であること。 (2)評価時離職率が30%以下であること。 ②評価期間(機器等導入助成)初日から1年を経過した日からの3か月間に1回以上テレワークを実施した労働者数が、評価期間(機器等導入助成)初日から1年を経過した日における対象事業所の労働者数に、計画認定時点における対象事業所の労働者全体に占めるテレワーク実施対象労働者の割合を掛け合わせた人数以上であること。	R3.4/1～																【機器等導入助成】 1企業あたり、支給対象となる経費の30% ※ただし以下のいずれか低い方の金額を上限とする。 ・1企業あたり100万円 ・テレワーク実施対象労働者1人あたり20万円 【目標達成助成】 1企業あたり、支給対象となる経費の20% ＜生産性要件を満たす場合35%＞ ※ただし以下のいずれか低い方の金額を上限とする。 ・1企業あたり100万円 ・テレワーク実施対象労働者1人あたり20万円	広島労働局 雇用環境・均等室 TEL:082-221-9247				

※本早見表は各機関が公表しているホームページから引用しています。各制度をご活用される際は、各機関にお問い合わせください。

新型コロナウイルスの影響に係る主な支援補助・給付支援金＜国・県 早見表（中小企業等向け）＞

公益財団法人ひろしま産業振興機構調べ
(令和5年6月2日現在)

所掌	事業の名称 補 補助金・助成金 給 給付金 New 新着情報	事業の目的	対象者	要件・対象分野	募集期間(→)															給付・補助金額等	問合せ先
					R5年					R6年											
					1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
広島県	補 New アフターコロナ対応経営革新推進事業補助金	アフターコロナを見据え、新事業展開(デジタル化を含む)などを図るための設備投資や、人材育成、販路開拓などに取り組む経営革新計画を新たに作成し、承認を受けた事業者に対して、経費の一部を補助します。	新事業展開(デジタル化を含む)などを図るための設備投資や、人材育成、販路開拓などに取り組む経営革新計画の承認を受けている事業者(30社程度) ※補助金申請には、経営革新計画の承認を受けていることが必要となります。	■補助対象経費 ・設備投資における機械装置等購入費、車両購入費 ・人材育成における専門家謝金、専門家旅費 ・販路開拓における広報費、展示会等出展費 等																	

新型コロナウイルスの影響に係る主な支援補助・給付支援金＜国・県 早見表（中小企業等向け）＞

公益財団法人ひろしま産業振興機構調べ
(令和5年6月2日現在)

所掌	事業の名称 補 給 New 補助金・助成金 給付金 新着情報	事業の目的	対象者	要件・対象分野	R5年募集期間(→)												R6年			給付・補助金額等	問合せ先
					1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
呉市	補 中小企業等事業再構築促進事業への追加支援	日本製鉄呉地区の休止方針やコロナ禍への対応等で事業の再構築に挑戦する事業者の方で、国が実施する「中小企業等事業再構築促進事業」において交付額の確定を受けた中小企業・小規模事業者の方に対する支援を行います。また、日本製鉄呉地区の関連事業者に対しては、さらに加算措置を行います。	国の中小企業等事業再構築促進事業で採択を受け、呉市内で事業を実施したものが対象です。	・国の中小企業等事業再構築促進事業において交付額の確定を受けた事業者で、呉市内において事業を実施した者 ・市税の滞納がない者 ・呉市暴力団排除条例(平成24年呉市条例第1号)第2条第1号、第2号及び第3号の規定に該当しない者															■補助額 (1)最大300万円(事業者負担の1/10)を交付(上乗せ) (2)加えて、日本製鉄呉地区の関連事業者に対しては、影響度(日本製鉄との取引割合)に応じて、最大300万円を交付(日鉄加算) ※補助対象事業費から、国の補助額を除いた事業者負担分が対象です。	呉市 産業部商工振興課 TEL:0823-25-3310	

※本早見表は各機関が公表しているホームページから引用しています。各制度をご活用される際は、各機関にお問い合わせください。

新型コロナウイルスの影響に係る主な支援補助・給付支援金＜国・県 早見表（中小企業等向け）＞

公益財団法人ひろしま産業振興機構調べ
(令和5年6月2日現在)

所掌	事業の名称 補 補助金・助成金 給 給付金 New 新着情報	事業の目的	対象者	要件・対象分野	募集期間(→)															給付・補助金額等	問合せ先	
					R5年					R6年												
					1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
府中市	補 更新 府中市雇用継続助成金	新型コロナウイルス感染症の影響により、従業員を休業させ、国の雇用調整助成金の交付を受けた事業者で、国の支給額以上の休業補償を支払う場合にその差額の部分について助成金を支給します。 また、国の雇用調整助成金申請時に発生した社会保険労務士への事務委託費についても助成金を支給します。	(1)国が特例措置を実施した雇用調整助成金の交付を受けた事業者であること。 (2)新型コロナウイルス感染症の影響による従業員の解雇をしていない者であること。 (3)市内に主たる事業所を有する者であること。 (4)市税等の滞納がない者であること。	(1)休業補償に係る助成金について 国の雇用調整助成金の支給額以上に従業員へ休業補償を支払う場合にその差額の部分について助成金支給。 (2)社会保険労務士への事務委託費に係る助成金について 国の雇用調整助成金申請時に発生した社会保険労務士への事務委託費について助成金支給(※中小企業・小規模企業者のみ)。																	(1)ア 中小企業・小規模企業者: 上限50万円 イ 大企業: 上限100万円 (2) 上限10万円	府中市 経済観光部商工労働課商工振興係 TEL: 0847-43-7190
					→ ※国の特例措置の対象期間である6月～11月R5.3月申請分までが対象																	

※本早見表は各機関が公表しているホームページから引用しています。各制度をご活用される際は、各機関にお問い合わせください。

新型コロナウイルスの影響に係る主な支援補助・給付支援金＜国・県 早見表（中小企業等向け）＞

公益財団法人ひろしま産業振興機構調べ
(令和5年6月2日現在)

所掌	事業の名称 補 補助金・助成金 給 給付金 New 新着情報	事業の目的	対象者	要件・対象分野	R5年												R6年			給付・補助金額等	問合せ先
					1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
東 広 島 市	補 東広島市生産性革命推進事業活用促進補助金	国の生産性革命推進事業を活用して、地道な販路開拓や設備投資など、前向きな投資を行う、中小企業、個人事業主等の支援を目的とし、国の補助金に上乘せし、活用を促進するものです。	・国の生産性革命推進事業の各補助金で採択され、補助金の確定を受けた者 ・東広島市内に主たる事業所を有する者 ・市税の滞納がない者	ものづくり補助金。中小企業・小規模事業者が、新製品や新サービス提供のための機械設備購入やシステム構築にかかる費用の一部を助成 ・持続化補助金。小規模事業者が、コロナ対策その他店舗の改装、ホームページ作成、チラシ・カタログの作成など販路拡大や生産性向上に取り組む費用の一部を支援 ・IT導入補助金。業務の効率化などの付加価値向上につながるITツール導入を支援																各対象事業で採択された事業について、原則、事業者負担の2分の1を補助します（上限額あり）。	東広島市 産業部産業振興課 TEL：082-420-0921
	補 東広島市事業計画策定事業	ウィズコロナ・ポストコロナの時代の経済社会の変化に対応するため、国の事業再構築補助金を活用して、新分野展開、業態転換、事業・業種転換等を目指す中小企業、個人事業主等に補助金を交付します。 (1)事業計画策定事業 ※国の採択・不採択に関わらず申請が可能です。 国の令和2年度第3次補正事業である「事業再構築補助金」の申請に当たり、「認定経営革新等支援機関等」の支援を得て事業計画を策定する事業 (2)事業再構築促進事業 国の令和2年度第3次補正事業である「事業再構築補助金」の採択を受けて実施する事業	次の全てを満たす者としします。 ・市内に主たる事業所を有している中小企業等 ・国の事業再構築補助金の採択・不採択の結果通知を受けている者 ・市税の滞納がない者 ・市が実施する「経済状況のモニタリング」に対し、情報提供等の協力ができる者	■認定経営革新等支援機関等 ・国が認定した経営革新等支援機関（中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第31条第1項の規定により認定された者をいう。） ・別紙認定支援機関確認書により、経営革新等支援機関が適当と認めた者 ・その他市長が適当と認める者 ■補助対象経費 申請に必要な事業計画策定のために認定経営革新等支援機関等に支払った報酬																■補助率：10/10 ■補助金額：上限20万円 ※注1 補助対象経費には、消費税及び地方消費税相当額を含まないものとする。 ※注2 補助金の額に、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。	東広島市 産業部産業振興課 TEL：082-420-0921
	補 東広島市事業再構築促進サブ補助金 事業再構築促進事業		次の全てを満たす者としします。 ・市内に主たる事業所を有している中小企業等 ・国の事業再構築補助金の交付の確定通知を受けている者 ・市税の滞納がない者 ・市が実施する「経済状況のモニタリング」に対し、情報提供等の協力ができる者	■補助対象経費 国の事業再構築補助金の補助対象経費から、国が交付を決定している補助金額を差し引いた経費																■補助率：1/10 ■補助金額：上限200万円 ※注1 補助対象経費には、消費税及び地方消費税相当額を含まないものとする。 ※注2 補助金の額に、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。	
	補 東広島市原油価格・物価高騰対策緊急支援金	新型コロナウイルス感染症の影響に加え、原油・原材料価格や物価高騰の影響を受ける事業者の事業継続を下支えするため、支援金を支給します。	市内に本社または事業所などを有し、令和4年6月30日以前に創業し、今後も市内で事業を営む意思があること。 ※個人事業主は、主たる収入が営業収入または農業収入であること。 対象期間の粗利等が、比較期間の粗利等と比較して30％以上減少していること。 比較期間の粗利等が、法人50万円以上、個人事業主25万円以上であること。 市税の滞納がないこと。 「経済状況のモニタリング」へ協力すること。 「事業者ポータルサイト」へ登録すること。		●→ R5.2/1～R5.3/17															■支給額（1事業者当たり） 法人：10万円 個人事業主：5万円 ※これまで市が実施した、運送事業者などを対象とした「燃油費高騰緊急支援金」などを受給している場合は、その差額分のみの支給となります。 （申請は1回限り）	東広島市原油価格・物価高騰対策緊急支援金事務局 TEL：082-298-5936

※本早見表は各機関が公表しているホームページから引用しています。各制度をご活用される際は、各機関にお問い合わせください。

新型コロナウイルスの影響に係る主な支援補助・給付支援金＜国・県 早見表（中小企業等向け）＞

公益財団法人ひろしま産業振興機構調べ
(令和5年6月2日現在)

所掌	事業の名称 補給 給付金 New 新着情報	事業の目的	対象者	要件・対象分野	募集期間(→)												給付・補助金額等	問合せ先	
					R5年			R6年											
					1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
廿日市市	補給 国の制度活用サポート補助金	国の「事業再構築補助金」及び「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」を活用して、新分野展開等の取組又は設備投資による生産プロセスの改善等の取組を行う中小企業等の支援を目的として、当該補助金の申請に係る計画書作成費等（専門家費用など）を補助します。	中小企業基本法第2条に定める中小企業者等で、次のすべての要件を満たすもの ① 廿日市市に事業所（法人の場合は本社）があるもの ② 今後1年以上事業を継続する予定であるもの ③ 市税等を滞納していないもの ④ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団及び暴力団員等に該当しないもの	■交付条件 ① 国の「事業再構築補助金」又は「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」の申請に必要な事業計画策定のためにコンサルタント・専門家・認定支援機関等に支払った報酬 ② 廿日市市新型コロナウイルス感染症対策産業振興実行委員会に属する認定支援機関等が適当と認めた金融機関・商工会等に事前相談を行うこと ■補助対象経費 国の「事業再構築補助金」又は「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」の申請に必要な事業計画策定のためにコンサルタント・専門家・認定支援機関等に支払った報酬															
	補給 運輸事業者に対するエコタイヤ等導入支援補助金	新型コロナウイルス感染症の感染拡大に加え、原油価格や物価高騰の影響を受ける市内運輸事業者を対象に、燃費向上による輸送コスト低減やCO2削減による環境負荷低減を図るため、エコタイヤ等（エコタイヤ及び再生タイヤ）の導入を支援します。	廿日市市内に本店又は主たる事業所を有する運輸事業者のうち、広島県「運輸事業者に対するエコタイヤ等導入支援事業」を受給した者																
江田島市	補給 江田島市事業再構築補助金等活用促進支援金	新型コロナウイルス感染症により、従来の経済活動が縮小する中においての新規創業や第二創業、事業を継続していくため、新商品の開発等に挑む中小企業や生産者に対して支援を行います。	■対象事業者 全てを満たす者。 (1)江田島市内に所在し、事業を行っている中小企業事業者 (2)個人においては、江田島市内に住所を有しており、事業収入を得て確定申告を行っている者 (3)国の事業再構築促進補助金又は生産性革命推進事業補助金の採択を受け、事業を実施し、令和4年3月31日まで補助額の確定を受けている者 (4)前年度以前の市税の滞納がない者 等 ■補助対象事業費 事業再構築促進補助金又は生産性革命推進事業補助金の事業者負担額（消費税を除く）																
	補給 江田島市事業チャレンジ応援支援金 ～経営継続のため新商品開発などに挑む中小企業等に支援～	新型コロナウイルス感染症により、従来の経済活動が縮小する中においての新規創業や第二創業、事業を継続していくため、新商品の開発等に挑む中小企業や生産者に対して支援を行います。	■対象事業者（全てを満たす者） 【共通事項】 ①市内に事業を実施する拠点を置く中小企業者 ②納期限の到来した市税を滞納していない者 ③各種法律、政令、省令その他の関係法令を遵守している者 ④暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に定める暴力団その他の反社会的勢力でない者又はこれらと関係を有しない者 等 【起業支援金】 ①大企業の出資率が1/2未満である者 ②江田島市商工会が実施する創業塾を受講した者又は当該年度中に江田島市商工会が実施する創業塾を受講することとして、申請に必要な書類を中小企業診断士等の専門家の診断を受けている者 ③江田島市商工会に加入している者 ④3年以上継続して江田島市商工会の経営指導を受ける者 等 【チャレンジ支援金】 ①市内で新たな商品開発や商標登録などのブランド化、販路拡大等に取り組む者であって、上記事項の全てに該当する者	【補助対象事業】 (1)起業支援金 設設備、研修・経営指導、販路を拡大するための活動、購入型のクラウドファンディングを利用して実施する事業の手数料 (2)チャレンジ支援金 新商品開発等、ブランド化、販路を拡大する活動、購入型のクラウドファンディングを利用して実施する事業の手数料															

※本早見表は各機関が公表しているホームページから引用しています。各制度をご活用される際は、各機関にお問い合わせください。